

運営規程

(指定地域密着型通所介護)
(指定介護予防通所介護相当事業)

株式会社 HHK ピース

デイサービスセンターいちか

株式会社 HHK ピース

デイサービスセンターいちか 運営規程

(指定地域密着型通所介護) (指定介護予防通所介護相当事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社 HHK ピースが設置するデイサービスセンターいちか（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護及び要支援状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げる所によるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者及び要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターいちか
- (2) 所在地 青森県青森市南佃2丁目18-7

(従業者の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業と一体的に運営することとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務 デイサービスセンターフーミー管理者)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名 (常勤兼務 2名、介護職員と兼務)
利用申込み係る調整、介護職員等に対する技術指導、計画書の作成、必要な事務等を行う。
- (3) 介護職員 2名 (常勤兼務 2名 生活相談員と兼務)
利用者処遇（入浴、排泄、昼食等の介助）及び家族介護等の相談に応ずる業務、必要な事務等を行う。
- (4) 看護職員 2名 (常勤兼務 1名、非常勤兼務 1名 機能訓練指導員と兼務)
利用者の診療の補助及び投薬看護並びに利用者の健康管理を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名 (常勤兼務 1名、非常勤兼務 1名 看護職員と兼務)
身体的・精神的自立を目指し、利用者の生活の質の向上を図り、身体的・精神的機能の維持、機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の利用定員は次の通りとする。

1単位 14名

(サービス内容及び提供)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については650円を徴収する。
- 3 おむつ代については、1枚に付き下記の金額を徴収する。
 - 1) リハビリパンツ 80円
 - 2) 長おむつ 90円
 - 3) 尿とりパット 50円
- 4 その他、指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 利用者は指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を生活相談員等に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供により事故が生じた場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害計画)

- 第13条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関との連携体制の確保、避難・救出訓練を地域住民の参加が得られるよう連携し実施する。また、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせる。

- (1) 防災訓練 年2回以上
- (2) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定地域密着型及び指定介護予防通所介護相当事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン可）を定期的に開催

するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備（担当者の設置）
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第18条 事業所では原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられるときは、利用者および家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、身体拘束をなくす取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。
- (3) 一時性……ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第19条 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（地域との連携）

第20条 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねらう等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下こ

の項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業者は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 定期的に実施

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、従業者でなくなった後においてもこれを保持する。
- 3 事業者は従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当事業に関する記録を整備し、そのサービスの提供を終了した日から最低2年間保存することとし、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社H Kピースと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年10月 1日から施行する。

この規定は、令和6年11月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 5月 16日から施行する。

この規程は、令和7年 7月 1日から施行する。